

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則 … 予 算 経 理 課	1 頁
告 示	○ 技能教育施設の内容変更について ………………	高 校 教 育 課 19 頁
	○ 三重県指定有形文化財の指定 ………………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課 19 頁
	○ 三重県指定史跡名勝天然記念物の指定 ………………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課 20 頁
	○ 三重県指定有形民俗文化財の追加指定 ………………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課 20 頁
	○ 三重県指定有形民俗文化財の名称変更 ………………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課 20 頁
	○ 三重県指定史跡名勝天然記念物の土地の所在異動 ………………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課 21 頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理 ………………	学 校 施 設 課 21 頁
	○ 公立幼稚園の名称変更届の受理 ………………	学 校 施 設 課 22 頁
	○ 公立学校の廃止届の受理 ………………	学 校 施 設 課 22 頁
	○ 公立学校の設置届の受理 ………………	学 校 施 設 課 23 頁

規 則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月九日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県教育委員会規則第一号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「収入」を「所得」に、「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の二倍」を「経済状況等を考慮して教育長が別に定める基準額」に改める。

第九条第一項第七号中「在学する高等学校等」を「修学奨学金貸与期間」に、「連続」を「通算」に改める。

第十一条第五項中「奨学金返還計画（方法）変更申請書」を「奨学金返還計画変更申請書」に改める。

第十三条第三項中「当該各号に定める額」の下に「から、返還期日が経過して支払われていない返還金の額を控除した額」を加える。

第十四条第一項第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 妊娠、出産又は育児を理由として休業したとき。（個人事業主（税務署に開業届を出してあるものをいう。）が妊娠、出産又は育児を理由として事業を休止する場合を含む。）

第十四条の二第一項第四号中「第八号」を「第七号及び第九号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 前条第一項第八号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、その事由が継続しているときは、子が満三歳に達する日の翌日が属する月を限度として猶予期間を延長することができるものとする。

第十四条の二第二項及び第三項中「第八号」を「第七号及び第九号」に改める。

第十五条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、奨学生が成人に達している場合は、「保護者」を「奨学生と連帯して債務を負担する者」と読み替えるものとする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

第1 申請書を次のとおり改める。

(表面)

三重県高等学校等修学奨学金奨学生申込書

いずれか該当する方に○を付けること		在学採用	予約採用			
申 込 者 (本人)	ふりがな 名 前		住 所 等(自宅外通学の場合は下宿先も記入)			
	-----		〒			
			電話 自宅 携帯 携帯メールアドレス			
	生年月日		性別	在留資格 (外国籍の方のみ記入)		
	年 月 日生	男・女				
親 権 者 又は 後見人等 (保 護 者)	ふりがな 名 前		住 所 等			
	-----		〒			
			電話 自宅 携帯 携帯メールアドレス			
	生年月日	性別	勤務先等	本人と の関係	在留資格 (外国籍の方のみ記入)	
	年 月 日生	男 女				
連帯保証人	ふりがな 名 前		住 所 等			
	-----		〒			
			電話 自宅 携帯			
	生年月日	性別	勤務先等	本人と の関係	在留資格 (外国籍の方のみ記入)	
	年 月 日生	男 女				
在学する (入学希望の) 高等学校等	学校名		学科名		在学期間	
	国公立 私 立				年 月入学 年 月卒業見込	
通学(予定)状況	自宅通学 ・ 自宅外通学					
過去の貸与歴	(本奨学金の貸与を受けたことが) ある ・ ない					
貸与額及び 貸与期間	修学支度費		修学費 (貸与期間)			
	入学時 (0または金額を記入)	円	月額	円	年 月から 年 月まで	
修学奨学金の 振込口座 (本人の口座)	金融機関名 (コード番号)	本文店名 (コード番号)	種目	口座番号		口座名義 (かかけ)
	()	()	普通 貯蓄			()

(裏面)

世帯(家族) の状況 (本人含む)	名 前	続柄	勤務先 又は 通学先(学年)	特記事項
		本人		

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第4条の規定により修学奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

本 人 名 前 ㊟

上記の者が貸与を受ける修学奨学金については、本人と連帯して債務を負担します。

保 護 者 名 前 ㊟

連帯保証人 名 前 ㊟

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。

添付書類 ①同一の世帯(生計)に属するすべての者の在学証明書(ただし三重県内の高等学校等であれば省略可能です。)

②同一の世帯(生計)に属するすべての者の住民票の写し

③同一の世帯(生計)に属し、祖父母、兄弟姉妹を除く者の所得についての市町村長の証明書

(通常、所得課税証明書となります。税務署発行の納税証明書ではありません。)

第11頁様式を次のとおり改める。

誓 約 書

私はこのたび、高等学校（又は高等専門学校）に〔 在学中・進学後 〕、三重県高等学校等修学奨学金（以下、この書面において「奨学金」という。）の貸与を受けることになりました。

つきましては、その学校の諸規則命令等を守り、学業に励み、奨学生として自らの行動に責任をもつとともに、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下、この書面において「規則」という。）を堅く守り、かつ、卒業後もその設置された趣旨に添うよう誓約します。

なお、奨学金の返還については、規定にしたがい誠実に返還の義務を履行することを確約いたします。

※〔 〕内は、いずれか該当する方に○を付けてください。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

本 人 住所

名前

㊦

上記に誓約しましたことについては、保護者及び連帯保証人において必ず実行させ、その他本人についての事件は、いっさい保護者及び連帯保証人において引き受け責任をもつことを保証します。

また、裏面記載の各項について誓約します。

保 護 者 住所

名前

㊦

連帯保証人 住所

名前

実印

(注意事項)

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。

(裏面)

【誓約事項】

- ・ 奨学金の返還に際して、保護者は返還の完了まで、主たる債務者である本人と連帯して債務を負担します。
- ・ 法定代理人として保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。
- ・ 奨学金の貸与終了時には、三重県教育委員会の指定する期限までに、借用証書その他の、規則に規定する書類を必ず提出します。万が一これに違反した場合は、返還に関する期限の利益を喪失することを認め、規則第11条に規定のある返還期間（12年以内）によらず、一括又は3年以内の期間での分割により返還を命じられても異議を申し立てません。
- ・ 返還に際して、3回以上返還に滞納を生じさせた場合は、返還に関する期限の利益を喪失することを認め、未返還額の一括返還を命じられても異議を申し立てません。
- ・ この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上

第四号様式を次のとおり改める。

三重県高等学校等修学奨学金期間延長申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

(奨学生番号)

本 人 〒
住 所

名 前 ㊟

(自宅電話：)

(携帯電話：)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第7条第2項の規定により、期間延長を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 期間延長の理由

2 上記理由の発生年月日

3 期間延長を希望する期間

年 月 から 年 月まで

【注意】（期間延長により貸与総額の増減が生じる場合は、下記の署名・押印が必要です）

上記期間延長に同意するとともに、延長によって生じる債務を連帯して負担いたします。

保 護 者 住所

名 前 ㊟

連帯保証人 住所

名 前 実印

(注意事項)

※ 添付書類 期間延長の理由を証する書類

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 連帯保証人は、実印を使用して下さい。

前回申請に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。

第五号様式を次のとおり改める。

三重県高等学校等修学奨学金借用証書

百万	十万	万	千	百	十	
金						円也

上記の金額を、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規程を承知のうえ、借用しました。
今後、別紙三重県高等学校等修学奨学金返還明細書の返還計画のとおり滞りなく返還します。
保護者は、返還の完了まで、主たる債務者である本人と連帯して債務を負担します。
なお、返還計画の期日から3回以上遅延した場合には、返還残金全額の支払いと、期日の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を請求されても異議を申し立てません。

三重県教育委員会教育長 宛て

年 月 日

(奨学生番号)

本人 住所

名前

㊟

保護者 住所

名前

㊟

連帯保証人 住所

名前

実印

(注意事項)

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 本人が成人している場合、「保護者」欄には申込み時に保護者であった方の署名・押印になります。
- ※ 連帯保証人は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 印鑑登録証明書は、提出の日の前3ヶ月以内に発行された物を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるよう押印してください。不鮮明なものは受付できない場合があります。
- ※ この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第六号様式を次のものに改める。

三重県高等学校等修学奨学金返還明細書

本人名前			学校名		
借用終了年月日	年	月	日	返還理由	卒業・退学・その他()
返還金額	修学支度費 ・ 修学費		返還期間	年間	
返還方法	月 賦	(第一回) 金 円 (最終返還金) 金 円	返還期日	第一回	年 月 末日
				最 終	年 月 末日
	半年賦	(第一回) 金 円 (最終返還金) 金 円	返還期日	第一回	年 月 末日
				最 終	年 月 末日
	年 賦	(第一回) 金 円 (最終返還金) 金 円	返還期日	第一回	年 月 末日
				最 終	年 月 末日
	一 括	返還期日 年 月 末 ※貸与終了の日の翌月末から起算して半年を超えない日を記載してください。			
就職の場合の勤務先(予定)	下 住 所 勤務先 電話 :				

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第11条の規定により三重県高等学校等修学奨学金返還明細書を提出いたします。上記計画記載の期限までに行なうべき支払を3回分以上怠ったときは、即時残債務を弁済します。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

(奨学生番号)

本 人 住 所

(注意事項)

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 連帯保証人印は実印です。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。

※ 本人が成人している場合、「保護者」欄には申込時に保護者であった方が署名・押印してください。

名 前

(電話番号 :)

保 護 者 住 所

名 前

(電話番号 :)

連 帯 保 証 人 住 所

名 前

(電話番号 :)

㊟

㊟

実印

第六号様式の11を次のものに改める。

奨学金返還計画変更申請書										
年 月 日										
三重県教育委員会教育長 宛て										
三重県高等学校等修学奨学金の返還計画を変更したいので、下記のとおり申請します。										
奨学生本人	在学していた 高校・高等専門学校名				奨学生 番号					
	名前		印	住所						
	勤務先等		電話番号	自宅			携帯			
届出の保護者等	名前		印	住所						
	勤務先等		電話番号	自宅			携帯			
	名前		印	住所						
連帯保証人	名前		印	住所						
	勤務先等		電話番号	自宅			携帯			
	名前		印	住所						
返還計画	①借用総額				円					
	変更前の 返還計画	返還方法		月賦	半年賦	年賦	現在の計画での 返還回数		回	
		②返還期日経過済の 返還回数					③返還期日経過済の 返還額計		円	
		④返還期日未経過の返還額(①-③)				円				
	返還計画変更開始年月				年 月返還分から					
	変更後の 返還計画	返還方法		月賦	半年賦	年賦	※変更後の返還方法 が半年賦又は年賦の 場合は()内に返還月 を記入してください		変更後の最終返還年月	
				(月・ 月) (月)		年 月				
		⑤「④」の返還回数					変更後の総返還回数 (②+⑤)		回	
	各回の返還額					最終回返還額		円		
	記入要領		<ul style="list-style-type: none"> ・「返還方法」は、該当するものに○をつけてください。 ・②、③には、滞納している分も含め、既に返還期日が過ぎている分を記入してください。 ※滞納している分については返還計画変更の対象となりません。速やかに納付し、早期に滞納を解消してください。 ・④は、①の借用総額から③を差し引いた額です。この金額分の返還計画を変更することになります。 ・②と⑤の合計が、「月賦」の場合は144回以内、「半年賦」の場合は24回以内、「年賦」の場合は12回以内になるようにしてください。返還方法を変更した場合は、返還期間の合算が12年を超えないようにしてください。 							
変更理由										

注 「変更理由」欄には、返還計画を変更しなければならない理由(本人の失職、家庭状況の変化等による経済的困窮等)と、変更後の返還計画により必ず返還する旨の約束条項を記入すること。

第七号様式を次のように改める。

三重県高等学校等修学奨学金返還免除申請書				
年 月 日				
三重県教育委員会教育長 宛て				
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第13条の規定により、 下記のとおり返還の免除を受けたいので、その事由を証明する書類を添え て申請します。				奨学生番号
				卒業・退学 (該当するものに○印、在学中の場合は記入不要)
在学又は 在学していた高校名、 高専名			卒業 (退学) 年月	年 月
※奨学生本人	カナ			住所 (〒) 連絡先 自宅電話番号 - - 連絡先 携帯電話番号 - -
	名前	印		
	生年月日	年 月 日		
連帯保証人	名前	印	住所	(〒) 連絡先 自宅電話番号 - - 連絡先 携帯電話番号 - -
貸 与 期 間		年 月 から 年 月 まで		
貸 与 金 額		円		
返 還 済 額		円		
返 還 未 済 額		円		
返 還 免 除 申 請 額		円		
申 請 理 由				
添 付 書 類 (証明書の他申立書が必要な場合があります)		<input type="checkbox"/> 本人の死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 就業が困難であることを証明する医師の診断書		
奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申請できない場合には、保護者、配偶者又は連帯保証人が下欄に自署・押印。				
代理申請者欄	名前	印	本人との 続柄	本人の()
	住所	(〒)		

※ 奨学生本人が申請できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、代理申請者欄に代理申請する方が自署・押印してください。

第八号様式を次のとおり改める。

三重県高等学校等修学奨学金返還猶予申請書				
		年 月 日		
三重県教育委員会教育長 宛て				
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第14条の規定により返還猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。		奨学生番号		
在学又は 在学していた高校名、 高専名		卒業 (退学) 年月		
		在学 ・ 卒業 ・ 退学 (該当するものに○印) 年 月		
本人	名前	印	住 所	(〒) 自宅電話番号 - - 携帯電話番号 - -
			勤務先等 又は 通学先	
(届出の 保護者等)	名前	印	住 所	(〒) 自宅電話番号 - - 携帯電話番号 - -
			勤務先等	
連帯 保証 人	名前	印	住 所	(〒) 自宅電話番号 - - 携帯電話番号 - -
			勤務先等	
申請理由 (該当する番号を○で囲んでください。)			(1)高等学校等に在学中 (2)短期大学、大学、大学院、専修学校に在学中 (3)留学 (4)各種学校に在学中 (5)大学校に在学中 (6)災害 (7)自宅又は自宅外学習 (8)職業訓練中 (9)就労の意思を有しながら一度も就労できない (10)疾病(就労困難の記載があるもの) (11)失業 (12)休職 (13)妊娠、出産又は育児を理由とした休業 (14)その他やむを得ない事由()	
猶予期間			年 月から 年 月まで (ヶ月)	
理由発生年月日			年 月 日	
過去の猶予期間 【申請理由の(5)から(14)に該当する場合のみ記入】 ※(13)の場合を除き、通算3年を超えての猶予は出来ません。			年 月から 年 月まで (ヶ月)	

- ※ 申請理由が(1)に該当する場合、猶予申請期間は在学期間の範囲内となります。
- ※ 申請理由が(2)から(4)に該当する場合、猶予申請期間は在学期間に半年間を加えた範囲内となります。
- ※ 申請理由が(5)から(14)に該当する場合、猶予申請期間は1年以内となります。
ただし、再申請・再々申請により、通算して3年間((13)に該当する場合は子が満3歳に達する日の翌日が属する月まで)猶予を受けることができます。
- ※ (5)に該当するケースのうち、学位を取得できる大学校(国家公務員の身分を有する者を除く)の場合、猶予申請期間は在学期間中となります。
- ※ 署名は、自筆であることが必要です。ただし、本人が未成年の場合に限り、本人欄を保護者が代筆することを可とします。
- ※ 申請理由を証明する書類の添付が必要です。

第九号様式の1を次のように改める。

異 動 届 ① (退学・休学・復学)						
					年 月 日	
三重県教育委員会教育長 宛て						
次のとおり異動がありましたので届け出ます。				奨学生番号		
本人	在学している学校名			全日制 定時制 通信制	科 学 科	年 組
	カナ			住所 (〒)	連絡先 自宅電話	- -
	名前	印			携帯電話	- -
	生年月日	年 月 日				
異 動 年 月 日			年 月 日			
届 出 事 由 (該当するものに○印)			退 学 ・ 休 学 ・ 復 学			
(休学の場合は期間を記入)			(年 月 日から 年 月 日まで)			
理 由						
最終振込希望年月 (復学の場合は除く)			年 月分まで			
学 校 長 証 明	年 月 日					
	上記記載のとおり相違ないことを証明します。					
	学校名		校長名		印	
学校担当者名			連絡先 電話番号 - -			

第九号様式の1)を次のものに改める。

異動届②(辞退)						年 月 日
三重県教育委員会教育長 宛て						
奨学金の貸与を辞退しますので届け出ます。				奨学生番号(又は予約番号)		
在学している学校名				全日制 定時制 通信制	科 学 科	年 組
本人	カナ			住所	(〒)	連絡先 自宅電話 - -
	名前	印			携帯電話 - -	
	生年月日	年 月 日				
届出の保護者等	カナ			住所	(〒)	連絡先 自宅電話 - -
	名前	印			携帯電話 - -	
	本人との続柄	本人の()				
辞退年月日				年 月 日		
辞退理由 (該当項目番号に○を付けて下さい。)				1. 借りの必要がなくなったため 2. 進路先変更のため 3. その他(その他の理由を記入) []		
最終振込希望年月				年 月分まで		

※ 辞退届を提出後、再度奨学金を受けたい場合には申込書の提出が必要になります。

※ 本人及び届出の保護者欄は該当する人がそれぞれが自筆してください。

第九号様式の川を次のとおり改める。

異動届③（住所・名前等変更）			
			年 月 日
三重県教育委員会教育長 宛て			
次のとおり異動がありましたので届け出ます。		奨学生番号（予約番号）	
在学又は在学していた高校名、 高専名 （採用の予約を受けた者は 中学校名のみ記入）		全日制 定時制 通信制	科 学科
		年 組 ※ 在学生のみ記入	
		卒業（退学） 年月	卒業・退学 （該当するものに○印） 年 月
本人	名前	印	現在の勤務先等（進学先）
本人が未成年者（20歳未満）の場合には、届出の保護者等が下欄に自署・押印。			
届出の保護者等	名前	印	
※変更のあった項目のみ記入	本人	異動日	年 月 日
		フリガナ	
		名 前	
		住 所	(〒)
		自宅電話番号	
		携帯電話番号	
	保護者（届出の保護者）	異動日	年 月 日
		フリガナ	
		名 前	
		住 所	(〒)
		勤務先	
		自宅電話番号	
	連帯保証人	異動日	年 月 日
		フリガナ	
		名 前	
		住 所	(〒)
		勤務先	
		自宅電話番号	
	携帯電話番号		

※異動事項の事実を証する書類（住民票等）を添付してください。

※貸与中に本人が名前を変更した場合は、異動届④（振込口座変更依頼書）を合わせて提出してください。

※保護者、連帯保証人の変更は、変更届をお使いください。（この様式は使用できません）

第九号様式の四を次のとおり改める。

異動届④（振込口座変更依頼書）

三重県教育委員会教育長 宛て

三重県高等学校等修学奨学金については、下記の口座へ振り込まれるようお願いします。

年 月 日

名前	印		奨学生番号	
在学している 学校名		全日制 定時制 通信制	科 学科	年 組
届出の保護者確認		名前	印	

口座名義	口座名義(カナ)				口座番号				
金融機関名				本店名				預金種目	普通 貯蓄
銀行番号コード				支店コード・番号					

- 1 太枠内 □ の該当項目、又は変更する項目について記入してください。
- 2 この依頼書には、全て奨学生本人について御記入ください。
- 3 口座番号は右詰めにし、6ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ケタでご記入ください。
- 4 振込口座は、奨学生本人の名義の普通預金口座に限ります。(定期預金は登録できません。)
- 5 ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は他銀行からの振り込み用口座番号を別途取得して頂く必要があります。
- 6 振込み開始月は手続き完了後となります。

【通帳の写】

口座名義(カナ部分)、振込番号が判る箇所コピーし、のりで貼り付けてください。
(裏面に貼り付けてもらっても構いません)

第十号様式を次のとおり改める。

変 更 届

変更事項 (いずれかに○)	保護者 連帯保証人				
変更後の 新保護者又は 新連帯保証人	ふりがな	住 所 等			
	名 前	〒			
		自宅電話 携帯電話			
	生年月日	年	月	日生	性別
	勤務先等				在留資格
	本人との関係				(外国籍の方のみ記入)
変更年月日					
変更理由					
<p>三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第15条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更がありましたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>三重県教育委員会教育長 宛て</p> <p style="text-align: right;">(奨学生番号) _____</p> <p style="text-align: center;">本 人 名 前 ㊟</p> <p>上記の者が貸与中の三重県高等学校等修学奨学金について、本人と連帯して債務を負担します。 この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。</p> <p style="text-align: center;">(新)保 護 者 名 前 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(新)連帯保証人 名 前 実印</p>					

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできません。
- ※ 外国籍の方は、在留資格が記載された住民票を添付して下さい。
- ※ 本人が成人に達している場合又は保護者がいない場合は、「(新)保護者」欄には、従前の「保護者」に代わり、三重県高等学校等修学奨学金に係る債務を引き受ける方が署名・押印してください。

第十一号様式を次のとおり定める。

進路決定届

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

本人 〒
住所

名前 ㊦

(自宅電話:)

(携帯電話:)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第5条第5項の規定により、進路決定届を提出します。

なお、進学後は、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受けることを希望します。

記

(予約番号)

(在学中学校)

決定した進学先

[高等学校等卒業予定: 年 月卒業見込]

該当する項目に○をつけてください。

(①学校種別 国公立 ・ 私立)

(②課程種別 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制)

三重県外の学校に進学された場合は、下記に学校の連絡先を記入してください。

(〒
電話番号)

※ 添付書類 進学先を証明する書類 (合格証書等の写し)

第十一号様式を次のとおり改める。

三重県高等学校等修学奨学金貸与額変更申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

(奨学生番号)

本 人 〒
住 所

名 前 印

(自宅電話：)

(携帯電話：)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第6条の規定により、下記のとおり修学奨学金の貸与額を変更したいので申請します。

記

- | | | |
|-----------|------------|---|
| 1 変更前の貸与額 | 修学費 (月額) | 円 |
| | 修学支度費 (時金) | 円 |

(注) 修学支度費 (時金) の変更を申請できるのは、高校入学前に限られます。

- | | | |
|-----------|------------|---|
| 2 変更後の貸与額 | 修学費 (月額) | 円 |
| | 修学支度費 (時金) | 円 |

- 3 貸与額の変更を希望する理由

上記の者が希望する貸与額の変更に同意するとともに、変更後の修学奨学金について、本人と連帯して債務を負担します。

保 護 者 名 前 印

連帯保証人 名 前 実印

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 連帯保証人は、実印を使用して下さい。

前回申請に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

告 示

三重県教育委員会告示第6号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設の内容変更する旨の届出がありました。

平成27年3月9日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

1 内容変更の届出をした指定技能教育施設の名称

三重高等商業専修学校

2 届出があった変更の内容

指定技能教育施設の名称

変更前 三重高等商業専修学校

変更後 徳風技能専門学校

3 内容変更年月日

平成27年4月1日

三重県教育委員会告示第7号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定しました。

平成27年3月5日

三 重 県 教 育 委 員 会

種別	名 称	員数	所 在 地	所有者
建造物	旧長谷川家住宅 主屋・大正座敷・袴付・待合・表蔵・米蔵・大蔵・新蔵・西蔵・蔵前・物置・南表塀・北表塀・庭塀・南中塀・北中塀・離れ・離れ北塀・四阿・神祠、鳥居及び手水	20棟	松阪市魚町1653番・殿町1317番1・1317番18	松阪市
建造物	亀山城本丸東南隅櫓 附 鬼瓦 一對 安政三年及び右者惣武具東鬼板瓦壱組取替候之事の篋書があるもの 1 御用当所瓦屋渡部源次郎同源七郎作人の篋書があるもの 1	1棟 附 1対	亀山市本丸町576の1	亀山市
歴史資料	宝永・安政津波供養碑（最明寺の供養碑）	1基	度会郡南伊勢町贄浦98番地	最明寺
歴史資料	宝永津波供養碑（最明寺の大乘経碑）	1基	度会郡南伊勢町贄浦98番地	最明寺
歴史資料	宝永津波供養碑（甘露寺の三界萬霊碑）	1基	度会郡南伊勢町古和浦253番地	甘露寺

三重県教育委員会告示第8号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第35条第1項の規定により、次のとおり三重県指定史跡名勝天然記念物に指定しました。

平成27年3月5日

三重県教育委員会

種別	名 称	所 在 地	所有者
史跡及び名勝	長谷川氏旧宅	松阪市魚町1653番・殿町1317番1・1317番18	松阪市

三重県教育委員会告示第9号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第27条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形民俗文化財に追加指定し、名称等を変更しました。

平成27年3月5日

三重県教育委員会

種別		名 称	員数	所 在 地	所有者
有形民俗	変更前	八鬼山町石及び石造三宝荒神立像、石造不動明王立像	33基 2 軀	尾鷲市大字南浦	尾鷲市 川上 覺史 岩本 起幸
	変更後	八鬼山町石及び関連石仏	37基		

三重県教育委員会告示第10号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財の名称等を変更しました。

平成27年3月5日

三重県教育委員会

種別		名 称	員数	所 在 地	所有者
彫刻	変更前	磨崖聖観音立像 附 紙本淡彩聖観音立像	1 軀 1 幅	津市芸濃町楠原2308 1	津市
	変更後	磨崖聖観音立像 附 紙本淡彩聖観音立像 紙本墨書由緒書	1 軀 1 幅 1 幅	津市芸濃町楠原2308 1 附：津市芸濃町楠原497	津市 附：宗教法人 浄蓮寺
変更理由	現状変更に伴い員数が変更となったため				

三重県教育委員会告示第11号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第38条の規定により、次のとおり三重県指定史跡名勝天然記念物の土地の所在を異動しました。

平成27年3月5日

三重県教育委員会

種別	名 称		所 在 地	所有者
名勝	瑞巖寺庭園	旧	飯南郡伊勢寺村大字岩内705番地の1	宗教法人 瑞巖寺
		新	松阪市岩内町字御所ノ谷707番1 松阪市岩内町字御所ノ谷707番2	宗教法人 瑞巖寺

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成27年3月9日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
桑名市立益世幼稚園	平成27年3月31日	幼稚園を再編するため
桑名市立桑部幼稚園		
桑名市立大和幼稚園		
桑名市立長島北部幼稚園		
桑名市立長島中部幼稚園		
桑名市立伊曾島幼稚園		

公立幼稚園の名称変更届を次のとおり受理しました。

平成27年3月9日

三重県教育委員会

名 称		変更しようとする日	名称変更の理由
変更前	桑名市立大成幼稚園	平成27年 4月1日	幼稚園を再編するため
変更後	桑名市立成徳南幼稚園		
変更前	桑名市立在良幼稚園	平成27年 4月1日	
変更後	桑名市立明正幼稚園		
変更前	桑名市立深谷幼稚園	平成27年 4月1日	
変更後	桑名市立成徳北幼稚園		
変更前	桑名市立長島中部第二幼稚園	平成27年 4月1日	
変更後	桑名市立長島幼稚園		

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成27年3月9日

三重県教育委員会

名 称		廃止しようとする日	廃止の理由
伊賀市立花之木小学校		平成27年3月31日	花之木小学校と花垣小学校を統合し成和西小学校を設置するため
伊賀市立花垣小学校			
伊賀市立猪田小学校		平成27年3月31日	猪田小学校と古山小学校を統合し成和東小学校を設置するため
伊賀市立古山小学校			
伊賀市立三田小学校		平成27年3月31日	三田小学校、丸柱小学校及び河合小学校を再編し三訪小学校及び阿山小学校を設置するため
伊賀市立丸柱小学校			
伊賀市立河合小学校			

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成27年3月9日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
伊賀市立成和西小学校	伊賀市大内624番地	平成27年 4月1日	花之木小学校と花垣小学校を統合し成和西小学校を設置するため
伊賀市立成和東小学校	伊賀市猪田1350番地	平成27年 4月1日	猪田小学校と古山小学校を統合し成和東小学校を設置するため
伊賀市立三訪小学校	伊賀市三田1652番地	平成27年 4月1日	三田小学校、丸柱小学校及び河合小学校を再編し三訪小学校及び阿山小学校を設置するため
伊賀市立阿山小学校	伊賀市馬場1045番地	平成27年 4月1日	

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社